

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年1月31日(2023.1.31)

【公開番号】特開2022-83269(P2022-83269A)

【公開日】令和4年6月3日(2022.6.3)

【年通号数】公開公報(特許)2022-099

【出願番号】特願2020-194617(P2020-194617)

【国際特許分類】

A 63 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 5/04 614 B

【手続補正書】

【提出日】令和5年1月23日(2023.1.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【請求項1】

第1リールと、

第2リールと、

第3リールと

を備え、

第1リール、第2リール、第3リールにそれぞれ描かれている図柄数は20個であり、

各リールにそれぞれ対応して設けられているストップスイッチを備え、

内部抽選の結果として、第1抽選結果となる場合を有し、

第1抽選結果となった遊技で、第1リールに対応するストップスイッチが1番目に停止操作され、第2リールに対応するストップスイッチが2番目に停止操作され、第3リールに対応するストップスイッチが3番目に停止操作されたときは、第1抽選結果に対応する図柄組合せのうち遊技価値の付与数が最大数となる図柄組合せが有効ラインに停止表示可能であり、

30

第1抽選結果となった遊技で有効ラインに停止表示可能である図柄組合せとして、第1図柄組合せと、第2図柄組合せと、第3図柄組合せと、を少なくとも有し、

第1抽選結果となった遊技で有効ラインに停止表示可能な第1図柄組合せは、1個のリールの図柄がストップスイッチの停止操作タイミングにかかわらず有効ラインに引込み可能に配置されている図柄からなり、かつ他の2個のリールの図柄がストップスイッチの停止操作タイミングに応じて有効ラインに引き込めない場合を有するように配置されている図柄からなり、

40

第1抽選結果となった遊技で有効ラインに停止表示可能な第2図柄組合せは、2個のリールの図柄がストップスイッチの停止操作タイミングにかかわらず有効ラインに引込み可能に配置されている図柄からなり、かつ他の1個のリールの図柄がストップスイッチの停止操作タイミングに応じて有効ラインに引き込めない場合を有するように配置されている図柄からなり、

第1抽選結果となった遊技で有効ラインに停止表示可能な第3図柄組合せは、3個のリールの図柄がストップスイッチの停止操作タイミングにかかわらず有効ラインに引込み可能に配置されている図柄からなり、

第1抽選結果となった遊技で有効ラインに停止表示可能な第1図柄組合せに分類される図柄組合せの個数は、第1抽選結果となった遊技で有効ラインに停止表示可能な第2図柄組

50

合せに分類される図柄組合せの個数より多く、

第1抽選結果となった遊技で有効ラインに停止表示可能な第1図柄組合せに分類される図柄組合せの個数は、第1抽選結果となった遊技で有効ラインに停止表示可能な第3図柄組合せに分類される図柄組合せの個数より多い

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

10

本発明は、以下の解決手段によって上述の課題を解決する（かっこ書きで、対応する実施形態の構成を示す。）。

本発明（第14実施形態）は、

第1リールと、

第2リールと、

第3リールと

を備え、

第1リール、第2リール、第3リールにそれぞれ描かれている図柄数は20個であり、

各リールにそれぞれ対応して設けられているストップスイッチ（42）を備え、

20

内部抽選の結果として、第1抽選結果となる場合を有し、

第1抽選結果となった遊技で、第1リールに対応するストップスイッチが1番目に停止操作され、第2リールに対応するストップスイッチが2番目に停止操作され、第3リールに対応するストップスイッチが3番目に停止操作されたときは、第1抽選結果に対応する図柄組合せのうち遊技価値の付与数が最大数となる図柄組合せが有効ラインに停止表示可能であり、

第1抽選結果となった遊技で有効ラインに停止表示可能である図柄組合せとして、第1図柄組合せと、第2図柄組合せと、第3図柄組合せと、を少なくとも有し、

第1抽選結果となった遊技で有効ラインに停止表示可能な第1図柄組合せは、1個のリールの図柄がストップスイッチの停止操作タイミングにかかわらず有効ラインに引込み可能に配置されている図柄からなり、かつ他の2個のリールの図柄がストップスイッチの停止操作タイミングに応じて有効ラインに引き込めない場合を有するように配置されている図柄からなり、

30

第1抽選結果となった遊技で有効ラインに停止表示可能な第2図柄組合せは、2個のリールの図柄がストップスイッチの停止操作タイミングにかかわらず有効ラインに引込み可能に配置されている図柄からなり、かつ他の1個のリールの図柄がストップスイッチの停止操作タイミングに応じて有効ラインに引き込めない場合を有するように配置されている図柄からなり、

第1抽選結果となった遊技で有効ラインに停止表示可能な第3図柄組合せは、3個のリールの図柄がストップスイッチの停止操作タイミングにかかわらず有効ラインに引込み可能に配置されている図柄からなり、

40

第1抽選結果となった遊技で有効ラインに停止表示可能な第1図柄組合せに分類される図柄組合せの個数は、第1抽選結果となった遊技で有効ラインに停止表示可能な第2図柄組合せに分類される図柄組合せの個数より多く、

第1抽選結果となった遊技で有効ラインに停止表示可能な第1図柄組合せに分類される図柄組合せの個数は、第1抽選結果となった遊技で有効ラインに停止表示可能な第3図柄組合せに分類される図柄組合せの個数より多い

ことを特徴とする。

ここで、「第1リール」は、実施形態では「左リール31」に相当し、「第2リール」は、実施形態では「中リール31」に相当し、「第3リール」は、実施形態では「右リー

50

ル 3 1」に相当する。

また、「第 1 抽選結果となる場合」は、実施形態では、たとえば「小役 A 1 条件装置」作動時に相当する。

さらに、「第 1 抽選結果となった遊技で、第 1 リールに対応するストップスイッチが 1 番目に停止操作され、第 2 リールに対応するストップスイッチが 2 番目に停止操作され、第 3 リールに対応するストップスイッチが 3 番目に停止操作されたとき」は、実施形態では「小役 A 1 条件装置作動時において第一停止が左で第二停止が中で第三停止が右のとき」に相当する。

そして、「第 1 抽選結果に対応する図柄組合せのうち遊技価値の付与数が最大数となる図柄組合せ」は、実施形態では「小役 0 1 (10 枚払出し)」に対応する「リプレイ」 - 「ベル」 - 「スイカ」」に相当する。10

また、「第 1 抽選結果となった遊技で有効ラインに停止表示可能な第 1 図柄組合せ」は、「1 個のリールの図柄がストップスイッチの停止操作タイミングにかかわらず有効ラインに引込み可能に配置されている図柄からなり、かつ他の 2 個のリールの図柄がストップスイッチの停止操作タイミングに応じて有効ラインに引き込めない場合を有するように配置されている図柄からなる」ものであり、実施形態では、たとえば、図 254 に示すように、「小役 A 1 条件装置」作動時に停止表示可能となる図柄組合せのうち、「小役 3 1」、「小役 3 2」、「小役 5 3」及び「小役 5 4」に対応する図柄組合せに相当する。

さらにまた、「第 1 抽選結果となった遊技で有効ラインに停止表示可能な第 2 図柄組合せ」は、「2 個のリールの図柄がストップスイッチの停止操作タイミングにかかわらず有効ラインに引込み可能に配置されている図柄からなり、かつ他の 1 個のリールの図柄がストップスイッチの停止操作タイミングに応じて有効ラインに引き込めない場合を有するように配置されている図柄からなる」ものであり、実施形態では、たとえば、図 254 に示すように、「小役 A 1 条件装置」作動時に停止表示可能となる図柄組合せのうち、「小役 0 7」及び「小役 0 8」に対応する図柄組合せに相当する。20

さらに、「第 1 抽選結果となった遊技で有効ラインに停止表示可能な第 3 図柄組合せ」は、「3 個のリールの図柄がストップスイッチの停止操作タイミングにかかわらず有効ラインに引込み可能に配置されている図柄からなる」ものであり、実施形態では、たとえば、図 254 に示すように、「小役 A 1 条件装置」作動時に停止表示可能となる図柄組合せのうち、「小役 0 1」に対応する図柄組合せに相当する。30

そして、「第 1 抽選結果となった遊技で有効ラインに停止表示可能な第 1 図柄組合せに分類される図柄組合せの個数は、第 1 抽選結果となった遊技で有効ラインに停止表示可能な第 2 図柄組合せに分類される図柄組合せの個数より多く、第 1 抽選結果となった遊技で有効ラインに停止表示可能な第 1 図柄組合せに分類される図柄組合せの個数は、第 1 抽選結果となった遊技で有効ラインに停止表示可能な第 3 図柄組合せに分類される図柄組合せの個数より多い」とは、上述した「小役 A 1 条件装置」作動時に停止表示可能となる図柄組合せの例では、「第 1 図柄組合せ」の個数は、「小役 3 1」、「小役 3 2」、「小役 5 3」及び「小役 5 4」の「4」個であり、「第 2 図柄組合せ」の個数（「小役 0 7」及び「小役 0 8」の 2 個）、「第 3 図柄組合せ」の個数（「小役 0 1」の 1 個）より多いことに相当する。40